

令和元年8月28日
健康福祉部児童家庭課
043-223-2356

児童虐待防止緊急対策の取組状況について

本年1月の野田市における女児虐待死亡事件を受け、5月に発表した児童虐待防止緊急対策について、現在の進捗状況及び今後の取組予定を、以下のとおりとまとめました。

県では引き続き、子どもの命を最優先にするという強い決意をもって、これらの取組をはじめとする児童虐待防止対策に全力で取り組んでまいります。

1 主な実施状況等

(1) 児童相談所の体制強化

- 児童虐待対応件数の多い中央・市川・柏の3児童相談所に警察OBを含む警察職員を追加配置し、警察との一層の連携強化を図りました。
※中央は6月に配置済、市川・柏は9月中旬に配置。
- 中央・市川・柏の3児童相談所の弁護士配置を7月から拡大し、弁護士相談体制の充実を図りました。

(2) 一時保護所の増設 ※一部変更点あり

- 一時保護児童が依然として増加傾向にあることから、現中央児童相談所を移転後も引き続き一時保護所として活用することや、市川・柏児童相談所の一時保護所増設計画の見直しにより、一時保護定員の更なる拡充を図ります。
- なお、銚子児童相談所については、一時保護所の増設を行う計画を抜本的に見直し、移転・建替も視野に入れつつ、対応を早急に検討します。
- この結果、現在115名である一時保護所の定員は、令和3年2月までに56名増加し、171名となります。

(3) マニュアルの改定

- 「千葉県子ども虐待対応マニュアル」について、近年の法改正に加え、昨年5月の児童虐待死亡事例等検証報告書の提言や野田市の事案に関する検証経過等を踏まえた改定を行いました。今後速やかに、研修等を通じて現場職員への浸透を図ります。
- また、年内に出される予定の死亡事例検証委員会の検証結果を踏まえて、今後更なる見直しを行います。